

加算(減算)等届出一覧表(提出方法・必要書類)

【国基準通所型サービス】

1 届出が必要な加算(減算)の内容、提出方法、必要書類

- 次の内容の加算(減算)を算定しようとする場合は、事前に市への届出が必要です。(届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。)
- 市の実地指導等の結果として加算の体制が変更となる場合においても、改めて市あてに加算届を提出して下さい。

内 容	必要書類		備 考	
	届出用紙	添付書類		
1 人員欠如による減算 (減算の解消)	・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表	・勤務形態一覧表 ・運営規程(料金表含む)	勤務形態一覧表は人員欠如が生じた月(解消した場合は解消した月)のもの。	
新たに 加算を 算定する	2 若年性認知症利用者 受入加算	・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表	・チェック表及び誓約書 ・運営規程(料金表含む)	
	3 生活機能向上グループ 活動加算	・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表	・チェック表及び誓約書 ・運営規程(料金表含む)	
	4 運動器機能向上加算	・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表	・チェック表及び誓約書 ・勤務形態一覧表 ・資格証の写し ・運営規程(料金表含む)	勤務形態一覧表は加算算定月のもの。加算サービス提供者のみ記載。
	5 栄養改善加算			
	6 口腔機能向上加算			
	7 選択的サービス複数 実施加算	・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表	・運営規程(料金表含む)	
8 サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)イ、ロ、(Ⅱ)	・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表	・チェック表及び誓約書 ・勤務形態一覧表 ・資格証の写し(※1) ・実務経験証明書(※2) ・運営規程(料金表含む)	勤務形態一覧表は、算定開始月の前年度の4月から2月分。(前年度実績が6ヶ月未満の場合は届出日の前月分。)	
9 介護職員処遇改善加算	別紙「介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護職員処遇改善加算について」参照			
10 上記加算の取り下げ	・体制等に関する届出書 ・体制等状況一覧表	・運営規程(料金表含む)		

※1：(Ⅰ)イ、ロを算定する場合に必要。

※2：(Ⅱ)を算定する場合に必要(勤続年数3年以上の職員のみ)。

2 届出時期

算定開始月の前月15日が締切りです。